

平成29年中第2号

## 主 文

本件審査の申立てを棄却する。

## 理 由

- 1 審査申立人（以下「申立人」という。）の審査申立て（以下「本件審査の申立て」という。）の趣旨は、審査被申立人独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）が平成〇年〇月〇日付けで申立人に対してした、中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号。以下「法」という。）に基づく退職金を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。なお、審査申立書の申立の趣旨欄には「共済契約者（事業主）・第三者による退職金請求及び受領とその事実の中退共本部の黙認事案」との記載があるところ、審査申立書の申立ての理由及び申立人の平成〇年〇月〇日付け及び同年〇月〇日付け意見書の内容に鑑みれば、上記の趣旨であるものと解される。
- 2 申立人が本件審査の申立てに至った経過は、申立人が提出した審査申立書及び機構が提出した弁明書によれば、次のとおりである。
  - (1) 申立人は、A会社（以下「会社」という。）を平成〇年〇月〇日付けで退職した。
  - (2) 機構は、平成〇年〇月〇日、申立人に係る「退職金（解約手当金）請求書」（以下「退職金請求書」という。）を受領し、審査の結果、退職金の支払を決定し、申立人宛てに同年〇月下旬に「退職金等振込通知書」を送付した。
  - (3) 機構は、支給決定処分（以下「前回処分」という。）をした上、平成〇年〇月〇日付けで、退職金請求書に記載された申立人名義の預金口座へ退職金を振り込んで支給した（以下「本件支給」という。）。
  - (4) 申立人は、平成〇年〇月〇日以降、機構に対して退職金に関する照会をしたところ、申立人の母が申立人の名義で退職金を請求していたことが判明したため、平成〇年〇月〇日、同年〇月〇日及び同年〇月〇日、弁護士を代理人として、機構に退職金の支払請求をした。
  - (5) これに対し、機構は、平成〇年〇月〇日及び同年〇月〇日付けの各書面で経緯等を説明した上、同年〇月〇日、申立人の退職金は、法令に定める手続に従い、

申立人名義の銀行預金口座に振込済みであるので退職金は支給しない旨の回答をした（以下「本件回答」という。）。

(6) 申立人は、これを不服として、平成○年○月○日付けで審査申立書を当審査会に提出した。

3 申立人は、審査申立書において、要旨、次のとおり述べている。

(略)

4 本件申立てに対して、機構は、弁明書において、要旨、次のとおり述べている。

(略)

5 以上みたところにより、本件について審査すると、次のとおりである。

(1) 機構は、本件回答は処分でないから教示義務がないところ、本件審査申立ては、請求人が異議に関する事実を知った時から3か月を経過しているから却下すべきである旨主張するので、検討する。

本件において、申立人は、弁護士を代理人として委任状を添付の上、平成○年○月○日付けで「支払請求書」と題する書面を送付しており、同書面には退職金請求人の氏名及び住所、被共済者番号、退職金の振込みをすべき預金口座等の記載があるから、退職金の支払請求（以下「本件退職金請求」という。）があったものと解される。しかし、同書面の記載内容は、退職金請求に係る中小企業退職金共済法施行規則（昭和34年労働省令第23号。以下「則」という。）第14条第1項に定める被共済者の退職の年月日等の記載がなく、独立行政法人勤労者退職金共済機構一般の中小企業退職金共済約款（以下「約款」という。）第11条に定める「退職金（解約手当金）請求書」に基づくものでなかったため、形式上の要件に適合しない申請であった。これに対し、機構は、申立人に申請の補正を求めることなく、前記2（5）記載のとおり経過で、本件回答をした。ところで、機構は、これまで退職金の減額支給の場合には、それを処分として取り扱っていたことは当審査会に顕著な事実である。そうすると、本件回答は、機構が本件退職金請求に対して申立人には退職金が既に前回処分にに基づき支給済みであって、本件退職金請求が再度の請求に当たるから応じられないとした拒否処分と解することができる。そして、申立人は、本件回答時（平成○年○月○日頃）に異議に関する事実を知ったこととなり、申立人が当審査会に審査申立書を提出したのが平成○年○月○日であるから、本件審査の申立てが法第84条第2項の定める3か月の申立期間を経過した後であることは明らかである。しかし、機構は、

本件回答において申立期間について何ら教示をしていないので、申立人は申立期間について知り得ず、申立人には同項ただし書の期間内に審査の申立てをすることができなかつたことについて正当な理由があるものと解することができる。

したがって、申立人の本件審査の申立ては適法というべきであり、この点についての機構の主張は採用することができない。

(2) 機構の本件回答の理由は、申立人には平成〇年〇月〇日付けで前回処分に基づき退職金を既に支給済みであるので退職金の支給はできないというものであり、これに対し、申立人は、退職金は被共済者である申立人に支給すべきところ（法第10条第1項）、申立人に支給されておらず、前回処分には重大な瑕疵があって無効であり、改めて申立人に退職金を支給すべきであるのにこれを拒否した本件回答は違法であると主張するものと善解される。

そこで、前回処分の有効性について検討する。

一件資料によれば、機構が平成〇年〇月〇日付けで受領した退職金請求書には、則第14条第1項に掲げる事項が遺漏なく記載されているとともに、共済契約者の記名押印、被共済者の署名押印があり、退職金の受取金融機関として指定された銀行の窓口で口座確認印を受けていること、また、同請求書には、約款第11条第1項に基づき、本人確認及び住所確認のできる書類として申立人の住民票が添付されていたことが認められる。

そして、一件資料によれば、機構は、退職金を指定された銀行預金口座に振り込むに当たって、記載内容に誤りがある場合や本人の預金口座でない場合は必ず連絡をするよう注意喚起のための文言を付して退職金等振込通知書を申立人の住所地宛てに送付した上で、平成〇年〇月〇日付けで則第15条第1項に基づいて前回処分に基づき退職金を預金口座に振り込んで支給したが、その過程で同通知書が返送されることもなく、申立人から何らの申出もなかつたことが認められる。

この点、申立人の退職金請求書を送付し、退職金を得たのが申立人の母であったことは、上記3①のとおり申立人が自認するところであるが、仮にそうであったとしても、一件資料によれば、申立人の母が、申立人の住宅退去手続及び申立人の子の転校手続のために入手していた真正な住民票、印鑑、銀行預金口座の通帳を使用して退職金請求をし、郵便物の收受もしていたことが認められるから、機構は、申立人本人からの請求であると信ずるにつき正当な理由があったものといえることができる。

以上のとおり、機構は法、則、約款に定める手続によって本人確認をした上で本件支給をしたものであり、前回処分に至るまでの過程において、請求の手続を含め、その手続において重大かつ明白な瑕疵はないから、前回処分は有効であり、本件回答にも違法ないし瑕疵があるとはいえない。したがって、再度の請求に当たる本件退職金請求にも理由がないこととなる。

(3) なお、仮に、本件回答が処分でないとしても、前述のとおり、機構は、これまで退職金の減額支給の場合について当審査会への審査申立てについて教示していることは当審査会に顕著な事実であるところ、本件回答については教示がないから、申立人には法第84条第2項ただし書所定の正当な理由があるものと解することができ、本件審査の申立ては適法である。

そして、退職金共済契約上の申立人の権利関係について検討するに、上記(2)の説示に照らせば、機構は外観上正当な受領権限があるように見える者に対して善意かつ無過失で本件支給をしたものといえることができるから、それが被共済者である申立人に対する支払でなかったとしても、本件支給は、民法第478条所定の債権の準占有者に対する弁済として有効であり、機構の申立人に対する退職金支払債務は消滅しており、申立人の本件退職金請求は理由がないこととなる。

(4) 以上検討したとおり、機構が平成〇年〇月〇日付けで申立人に対してした本件回答は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。